

総合特別区域評価・調査検討会開催要綱（抄）

（会議の開催）

5. 検討会は、構成員の3分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。ただし、座長は、やむを得ない理由により検討会の会議を開く余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を検討会構成員に送付し、その意見を徴することをもって、会議に代えることができる。

（議事の公開）

6. 検討会の会議は公開する。ただし、座長が公開することにより支障があると認める場合には、非公開とすることができる。また、議事要旨を作成し、検討会の会議の終了後速やかに公開する。